

令和3年度 第3回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 令和3年11月4日(木) 10:00～11:30
会 場 ハーネル仙台 4階 青葉
出席委員 稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、菅原 正和委員、
武山 良三委員(Web)、杼窪 昌之委員、馬場たまき委員、
舟引 敏明委員(Web)、堀 繁 委員、巖 爽 委員、
吉川 由美委員
仙台市 都市整備局長、細井次長、反畑次長、阿部次長兼計画部長、
総務課長
事務局 都市整備局計画部都市景観課

【議事】

1. 開 会
2. 議 事
 <審議事項>
 ・景観計画の変更について
3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

○司会

ただいまより、令和3年度第3回景観総合審議会を開催いたします。
(配布資料確認)

2. 議事

〈審議事項〉景観計画の変更について

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

本日は、杉山委員、高山委員、不破委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、小林委員がまだ来られていませんが、委員13名中、定足数を満たしておりますので、仙台市景観法等の施行に関する規則の規定により、会議が成立してございます。

では、ここからの進行は、同規則の規定により、堀会長に議長をお願いいたします。

○堀会長

はい、承りました。それでは、議事に入る前に今回の議事録の署名ですが、私と、それから前回は稲葉委員でしたので、名簿順ですと今回は小林委員になりますが、小林委員がまだ来られていないということで、菅原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、審議事項といたしまして、景観計画の変更についての1点でございます。それで

は、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

(資料説明)

○堀会長

それでは、ただいま事務局より、第2章良好な景観の形成に関する方針「1. 景観形成の基本方針」まで説明がありました。これにつきまして、事前に委員の皆様からご意見をいただき、それに沿った方向で修正されたと思いますが、確認したい点などございましたらお願いしたいと思います。

○舟引委員

言葉の使い方の問題で、資料2の10ページの「(2) 景観形成の視点」の1つ目に「機能集約型の都市構造」という言葉が出てきますが、ほかの計画で「機能集約型の都市構造」という表現を使っているのかどうか確認していただきたいというのが一点です。

あともう一点、資料2の13ページの基本方針の3つ目「居心地の良い空間の育成」について、方向性は問題ないと思いますが、現行と変更案を比較すると、「心地良い生活環境の育成」より、「居心地の良い空間の育成」のほうが、守備範囲が狭い感じがします。本当だったら、生活環境の育成は引き続きやるのだけれども、今回は居心地の良い都市空間の形成に特化するのだというニュアンスのほうがいいのではないかと、ぱっと見て少し気にかかりました。以上です。

○堀会長

ありがとうございました。1つ目は、「機能集約型の都市構造」という表現が、ほかの計画と整合が取れているか確認をしてほしいという点と、もう一つが、基本方針の3つ目が、現行と比べると守備範囲が少し狭くなっているように思われるため、配慮が必要ではないかということですね。分かりました。事務局に一任させていただければと思います。今ここでお答えしていただかなくて結構ですね。

○舟引委員

はい、構いません。

○堀会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○巖委員

今の話に関連して、同じく別紙2の13ページの基本方針の3つ目の「生活環境」、「生活空間」、その「生活」という言葉の扱いについてです。

現行もそうですし、前回9月に提示した案も、この「生活」という言葉が入っていて、それは景観というものが市民の生活の一環である、生活の側であるという位置づけを表して

いて、それはとても重要な言葉ではないかと思っています。要するに景観は他人ごとではなくて、一人一人市民の生活に関わっているものだということです。

前回案の「生活空間」では、住宅内を連想させてしまうため狭いのではないかという意見を受け、今回、「生活」という言葉をなくしたということですが、私としては、「生活空間」あるいは「生活環境」、空間より環境のほうがもう少し広い意味になるので、現行の「生活環境」でいいのではないかと思っています。「生活」という言葉を入れるか入れないか、ぜひもう一度検討していただければと思います。

○堀会長

ありがとうございました。これも、事務局で検討させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。ほかに意見がないようですので、次に進みたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料説明)

○堀会長

ありがとうございました。それでは、今までのところ、第1章から第3章の高さ制限につきまして、改めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○舟引委員

資料2の22ページ、流通業務地ゾーンの景観形成の方針で、固有名詞を削除するために「商業施設などの集客施設との連携」という書き方にしていますが、商業施設イコール集客施設という意味に取れてしまいます。一般的に、集客施設というのは、商業施設に来る人を集めるために造るような施設のことを指すので、この表現だと商業施設そのものが集客施設だという、ふだん使わない言い方ではないかと思っています。

○堀会長

何か具体的にアイデアがありますか。

○舟引委員

「など」というふうに、例示的なことをしてはどうかと思います。集客施設という言葉は現行では使っておらず、集客機能の話をしているので、日本語としてこなれのいい言葉がいいのではないかと思います。

○堀会長

今のところ、「商業施設との連携」ではおかしいでしょうか。

○舟引委員

おかしくはないとは思いますが、「一体的な」という部分はなくなってしまうのですが、そう

かもしれません。特にこだわりませんので、表現を検討してください。

○堀会長

では、検討させていただきたいと思います。

○舟引委員

もう一つ、資料2の17ページで、貞山運河と松林の話を書かれていますよね。良いとか悪いということではなく、都市景観課の守備範囲から外れるのですが、仙台市内の貞山運河の多くの範囲は復興事業によってコンクリート張りの水路になっています。一方で、海岸防災林は林野事業でたくさん植林を進めていて、かなり状況が異なると思うのですが、それを現行のまま「貞山運河と松林の自然景観が調和した」という表現として大丈夫なのでしょうか。少し違和感があります。

○堀会長

実態に合わせたほうがよいのではないかというお話ですね。

○舟引委員

そうですね。松林の再生はきちんとやっていて、貞山運河と一体となった景観というものも一部ではまだ残っています。計画上、一部は保全ゾーンとなっているので、仙台市内のどこに、どれだけ含まれているかは承知していませんが、保全ゾーンに含まれている部分であれば、そういう書きぶりがあってもいいと思います。しかし、大規模にコンクリート張りにされている部分が多いと思うので、ある程度現地を把握した上で記述をしておかないといけないのではないかと思います。

○堀会長

ありがとうございます。事務局で整理させていただきたいと思います。

○舟引委員

お願いいたします。それで構いません。

○堀会長

ほかにはいかがでしょうか。

○巖委員

資料2の55ページの緑化の項目についてです。現行にある「屋上緑化、壁面緑化などによる質の高い緑化…」というところの、屋上緑化と壁面緑化という表現をなくしたということですが、なぜなのか、もう一回教えていただけますか。

○門脇課長

現行の表現ですと、「沿道の敷地内の…」から始まりまして、「…屋上緑化、壁面緑化など

の質の高い緑化を図る」となっています。読み方次第ではありますが、屋上緑化や壁面緑化をすれば、そのままそれが質の高い緑化である、と受け取られるのではないかという懸念がございまして、現行の表現を訂正するものでございます。

○巖委員

なるほど。この質問をさせていただいた意図ですが、沿道の敷地内緑化などは一般的になっていますが、屋上緑化や壁面緑化はやや攻めている手法になっています。屋上緑化や壁面緑化は、人の居場所や都市景観の向上につながると思いますので、そこを取ってしまうのは少しもったいないという感じがします。

○堀会長

屋上緑化や壁面緑化という言葉が入っているほうがいいのではないかという意見ですね。入れ方の問題だと思いますので、検討させてください。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○稲葉委員

資料2の15ページの景観ゾーンのゾーン区分の考え方のところですが、「⑧行楽地ゾーン」に「定義山・作並温泉」という地名が入っています。しかし、14ページや23ページの説明には「定義如来周辺」とあり、「定義山」という言葉は使われていません。「定義山」と「定義如来周辺」の位置づけ、使い分けが分かるような表現がいいと考えました。

○堀会長

事務局で整理させてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、続いて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(資料説明)

○堀会長

ありがとうございました。

それでは、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○吉川委員

資料2の67ページの「景観まちづくりの推進」のところですが。市民協働で、とにかくみんなで景観をつくっていこう、という意向だと思うのですが、この文章を読んでいくと、例えば景観に関するシンポジウムやセミナーの開催、景観まちづくりの啓発などとなり、例えば景観アドバイザー派遣などは、どうしても上から下へ、上位下達のような感じが見え隠れしているように感じます。

この市民協働という意味は、市民や施主が仙台市の景観をつくるための共創パートナー

であると捉えてのことだと思うので、共創パートナーとして皆さんを捉えていますよ、一緒に景観形成をめぐる対話の場づくりを推進していきましょう、という書き方のほうが、真意がよく伝わり、現行からの変化も伝わります。景観に限らず、対話の場をつくって共創していくというのは当たり前のことになっていると思いますので、そういう書き方がいいのかなと思います。

そのときに、例えば景観アドバイザーも「派遣する」のではなくて、「対話の場に景観の専門家が同席することで、みんなのリテラシーが高まっていく」というような文章になるといいかなと感じております。

○堀会長

はい、ありがとうございました。修文を検討させていただきます。

ほかにかがでしょうか。お願いします。

○馬場委員

同じく資料2の67ページのところです。まだここは検討中のところもあるという話を事務局から事前にお聞きしていますが、まちづくりを市民参加、市民協働でやっていくといったときに、出前講座が入っているのはよいと思いますが、先ほど吉川委員からもありましたように、上からというように感じる部分があります。また、学校教育というところが抜け落ちていて、おそらく含んでいるとは思いますが、その部分をきちんと出して、対象としている市民には子供も含まれるのだというところがわかるといいなと思っています。

それから、66、67ページの現行と今回提案された変更案を見ていきますと、整理されているという印象は確かにあるのですが、協働だとか連携だとかという形が逆に見えづらくなっているような印象を受けました。例えば、協働の形の中には行政の部局間の連携というものもちろん入ってくると思うのです。ハードの整備では必ず連携が必要だと思うので、それらも見えるほうがよいと個人的には思います。

それからもう一点、青葉通、定禅寺通、宮城野通は街並み形成ガイドラインがあると思いますが、今回景観計画で色彩のことや屋外広告物のことなど修正や追加される内容があるので、それらの地区について同時並行で進めていくのか、今後のスケジュールを確認したいと思います。

○堀会長

前段は修文で対応させていただきたいと思います。後段につきまして、事務局よりお願いいたします。

○門脇課長

3点目のご質問、今後のスケジュールについてでございます。青葉通、定禅寺通、宮城野通の街並み形成ガイドラインというお話ありました。これらの地区は、景観計画の内容を、都市計画で定める景観地区や地区計画などのツールを使い分けながらまちづくりを進めている地区になります。それらの地区をどうするかというのは、次回お示しできればと思っています。

○堀会長

よろしいでしょうか。はい。ほかにいかがでしょうか。

武山委員、いかがですか。

○武山委員

大丈夫です。

○堀会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小林委員、お願いします。

○小林委員

資料2の66ページ今後の推進方策の「1.都市空間の質の向上」の「1-3.公共施設」についてです。「設計時における…」ということは、仙台市が建物を建てる場合ということかと思ひまして、そうであれば協議するのではなくて、もう少しリードするような建物を建てるという意味合いが欲しいと思ひます。

例えばこれから仙台市役所も建て替えられますし、あと学校なども新しくすると思ひますので、市民に対して頑張っぺね、頑張っぺねという景観計画ですので、公共施設について、仙台市もこんなに頑張るのだというところを入れていただければなと思ひました。

○堀会長

公共施設について、何かリードするような意気込みが欲しいということですね。検討させていただきますと思ひます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○菅原委員

資料2の67ページですが、先ほど馬場委員から、市民協働の対象に、例えば小学生など、子供が含まれていることを入れたらいいのではないかという意見がございました。

私が視点として考えていたことですが、仙台市は学都であるので、大学生の視点というのが非常に必要なのではないかと感じております。学生というのは卒業するとほかの都市に行ってしまうんですが、4年間で見つけていただいたものも一つの遺産になるのではないかなということと、外から見た目線というものも非常に大事ではないかと感じておりますので、その辺も再考していただければありがたいと思ひます。

○堀会長

はい、それも検討させていただきますと思ひます。ほかにいかがでしょうか。

事務局から先ほど説明のあった別紙3について、何かございますか。スライドでも最近建っている建物が黒っぽいというご説明がございましたがいかがでしょうか。

○巖委員

建物の色彩について、黒っぽい建物の見え方、景観に対する影響というのは、やはり周辺

環境と関連していて、例えば建物が林立する市街地ですと、多少黒くても、めりはりがあって、変化があつていい場合もあると思います。しかし一方で、あまり高い建物がなくて空が広い場所ですと、黒い建物が出てくると、とても圧迫感が感じられたり、景観を少し損なってしまうおそれがありますので、そういった周辺環境との調和、周りの建物の多さや高さなど、そういった要素も踏まえて検討できたらなと思います。

○堀会長

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。なるべくご意見を伺って、検討のヒントにさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○吉川委員

私も今のご意見に大賛成で、ビルが林立しているエリアにある黒いビルに関しては、すごくクールな印象も持てますし、一つ一つのデザインの良し悪しにもよると思いますが、都市の多様性という意味では許容できると思います。しかし、やはり水辺のエリア、建物の高さ制限が厳しいエリア等の黒い建物というのは、周囲の環境によっては違和感を禁じ得ないものもあるので、仙台市の顔として、景観制限が厳しいところですので、色彩に関しても特別な何か制限があつてもいいのかなとは感じます。

○堀会長

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今後のスケジュールについて、何かございますか。

○巖委員

スケジュールではなく、パブリックコメントの募集方法についてです。私も詳しくないのですが、イメージとしては、積極的に発言する人や注目している人というのは限られた層で、多世代に対し満遍なく意見募集することは難しいということがあるかもしれません。この審議会には私も含めて大学関係者がいますので、先ほど大学生の話も出ていましたが、例えば大学生へ周知することで、在仙の大学生に景観への関心を持ってもらうきっかけにもなるのではないかと思います。

○堀会長

はい、ありがとうございました。検討させていただくと同時に、おそらく市が大学生に働きかけるよりは、先生からの働きかけのほうがより効果的かと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

様々な意見をいただきましたので整理させていただきますが、特段抜本的に変えるような意見は出ませんでしたので、主に修文で対応させていただけるかと思います。事務局と私に一任させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○一同

(意見なし)

○堀会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日ご用意させていただきました議題は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお戻ししたいと思います。どうもありがとうございました。

3. 閉 会